

平成27年度新規事業 住宅リフォーム券のご案内

稲城市商工会では、平成27年度新規事業といたしまして、以下のとおり住宅リフォーム券事業を実施致します。

本事業実施に伴いまして、住宅リフォーム券を利用できる工事店の募集を致しますので、登録を希望される市内の建設業者におかれましては、該当要件等をご確認の上、登録頂きます様お願い致します。

住宅リフォーム券概要

【購入対象者】

購入申請日に稲城市に住所を有する者であり、改修工事を行う住宅の所有者であること。

※共有名義の場合は、いずれか1名を購入対象者とする。

【対象となる建物】

- ①自己の居住の用に供する住宅
- ②併用住宅における個人が所有する住宅部分
- ③集合住宅における個人が所有する住宅部分

※事業の用に供する事務所、賃貸をしている不動産は除く

【対象工事】①・②の条件を両方満たす工事

① 4月1日以降に着工して11月30日までに完了するリフォーム工事であること。

② 工事代金の支払いが6月1日～11月30日の期間内であること。

工事内容：建物の改修に関する工事全般、建物に付属する外構工事等

※家電製品等の購入や解体・取り外しのみの工事は除く

【販売期間】平成27年6月1日（月）～11月25日（水） ※先着順、完売次第終了

【有効期間】平成27年6月1日（月）～11月30日（月）

【販売価格】

購入金額10万円～100万円に対して、20%のプレミアを付加したリフォーム券を発行

例：リフォーム券購入額50万円をお支払いの場合…

（支払金額）50万円＋（プレミアム）10万円＝額面60万円のリフォーム券を発行

※購入は10万円～100万円の範囲内で1万円単位の販売、お一人様の購入限度額は100万円とします。なお、購入額は見積書の範囲内となります。

※期間内に複数回の購入可能、ただし、お一人様合計100万円までとなります。

●建設業者登録要件

次の要件の内、どちらか一方を満たしている事

- ①稲城市商工会の会員である事
- ②法人事業所：稲城市に本店登記をしている事
個人事業主：事業所の所在地が稲城市であること

●登録方法

別紙、住宅リフォーム商品券 事業所登録用紙に必要事項を記入の上、稲城市商工会に提出
※稲城市商工会員以外の方は登録要件を満たしている事が分かる書類の写しを合わせてご提出下さい。 法人事業所：登記簿謄本の写し 個人事業主：平成26年分確定申告書の写し

●登録受付

平成27年4月8日（水）から受付 受付時間：平日 8:30～12:00 13:00～17:00
受付場所：稲城市商工会 東長沼 2112-1 地域振興プラザ 2階 TEL042-377-1696

●住宅リフォーム券の換金方法

①消費者から受け取ったリフォーム券は商工会窓口にて換金を致します。

なお、消費者からはリフォーム券と合わせてアンケート用紙を必ず回収して下さい。

商工会員以外の登録工事店は、換金時に登録店負担金として2%を差し引きます。

例：商工会員以外の登録工事店が600,000円の住宅リフォーム券換金の場合

$$600,000 \text{円} - (600,000 \text{円} \times 2\%) = 588,000 \text{円}$$

②商工会窓口にて、消費者より受け取った住宅リフォーム券とアンケートをご持参頂き、商工会窓口にて用意してある換金請求書にご記入ください。

③後日、商工会より換金額を指定の金融機関の口座にお振込いたします。

●換金期限

平成27年12月18日（金）まで

●周知方法

①登録事業者一覧は商工会ホームページにて公開いたします。

②本商品券はチラシ配布・ホームページ・市広報等でPRを予定しています。

●注意事項

①本リフォーム券と稲城市商工会住宅改修等補助金制度の併用は可能ですが、国・東京都・稲城市から受ける他の補助金制度との併用はできません。

②本商品券を施主の代行で購入することはできません。

③換金期限を過ぎてからの換金は一切お断りいたします。

※平成27年7月に販売を予定しているプレミアム付き商品券はリフォーム工事の支払いにはご利用いただけませんので、本事業で登録して下さい。

住宅リフォーム券 事業所登録用紙

平成27年度

事業所	名称 (フリガナ)	()		
	所在地	〒() 東京都稲城市_____		
	電話番号	()	F A X	()
	担当者名			担当者連絡先 (携帯電話) ()
	メールアドレス			
登録要件 ※該当する方へ○	①商工会の会員である はい / いいえ ②法人：稲城市に本店登記をしている はい / いいえ 個人：事業所の所在地が稲城市である はい / いいえ			
登録要件を満たす事が分かる書類 ※商工会員の場合は不要	<input type="checkbox"/> 法人事業所：登記簿謄本の写し <input type="checkbox"/> 個人事業主：平成26年分確定申告書の写し			
取扱い工事				
注意事項 住宅リフォーム券の登録工事店申請に当たり右記の注意事項をご確認下さい。	I. 登録店が消費者の代行で住宅リフォーム券を購入することはできません。 II. 住宅リフォーム券を利用して実施するリフォーム工事については、国・東京都・稲城市など、他の補助金制度との併用はできません。ただし、稲城市商工会住宅改修等補助金は除く。 III. 住宅リフォーム券を紛失した場合、換金はできなくなります。 IV. 住宅リフォーム券を不正に利用された場合は、補助金額の返還を求めると共に、法的措置をとります。			
	上記、注意事項を確認のうえ、登録申請致します 平成27年 月 日 事業所名 _____ ㊟			

※記載された内容・添付書類は、本事業以外の目的では使用いたしません

商工会利用欄

受付日	H27 / /	登録要件確認		取扱者	
-----	---------	--------	--	-----	--